

自動車共済制度改定のご案内

平素は西日本自動車共済をお引き立ていただきありがとうございます。

この度、弊組合では共済期間の初日が令和 8 年 1 月 1 日以後のご契約より自動車共済制度の改定を実施しました。本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

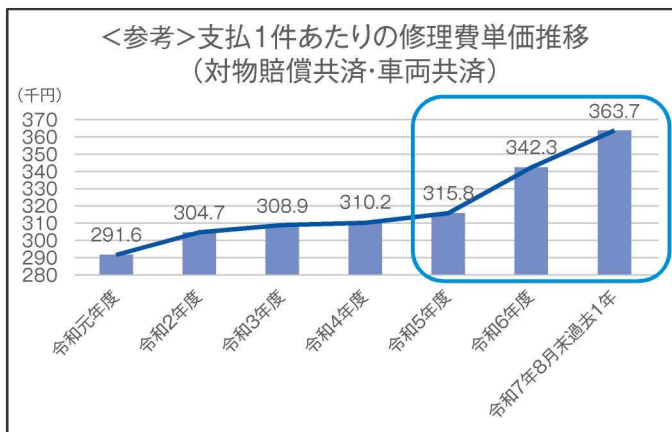
共済掛金に関する改定

共済掛金水準の見直し

- 昨今の急激な物価と人件費の上昇ならびに先進技術を搭載した自動車の普及に伴い、自動車修理費の高騰等によって共済金のお支払いは増加傾向が続いています。
- これらの状況を踏まえ、共済金のお支払いが相対的に多い補償内容については値上げし、少ない補償内容については値下げを実施します。その結果、平均的な共済掛金水準は引上げとなります。ご契約の際は、共済契約申込書に記載されたご契約条件ならびに共済掛金をご確認いただきますようお願いいたします。

値上げする補償内容等	対物賠償共済、一般車両共済、ロードアシスタンス特約（ロードアシスタンス超過費用特約含む）、代車費用特約（事故時補償日数 15 日型・同 30 日型）
値下げする補償内容等	対人賠償共済、人身傷害共済

- 弊組合では引き続き事業費の抑制に取り組み、自動車共済事業の安定的な運営に努めてまいります。

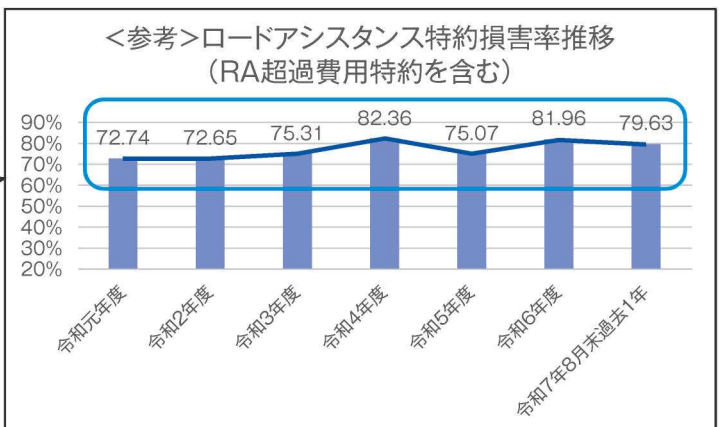


令和 5 年度以降は急激な物価・人件費の上昇に伴って自動車修理における部品代・工賃・塗料価格等が高騰していることもあり、上昇傾向が続いています。

（注）左図は令和元年度から令和 7 年 8 月末時点までの当組合における自動車事故支払案件 1 件あたりの修理費単価推移の参考資料です。

ロードアシスタンス超過費用特約を含んだロードアシスタンス特約の損害率（※）は高止まりしている状況が続き、収支の悪化が常態化しています。
（※）損害率とは、共済掛金に対する支払った共済金の割合をいいます。

（注）右図は令和元年度から令和 7 年 8 月末時点までの当組合におけるロードアシスタンス特約の損害率推移の参考資料です。



- このご案内は、共済期間の初日が令和 8 年 1 月 1 日以後のご契約に対する自動車共済の改定概要を記載したものです。

詳しい内容については、共済代理所または当組合におたずねください。

- ご契約の際には、「ご契約のしおり（約款）」、「重要事項説明書」を必ずお読みください。（当組合 Web サイトにも記載しています。）
- インターネットを通じてパソコンなどで約款をご覧いただける Web 約款をおすすめしています。



西日本自動車共済協同組合

〒812-0007 福岡市博多区東比恵 2-15-25

TEL : 092-441-5901 FAX : 092-441-5907

お客さま相談室：092-235-3355 受付 午前 9 時～午後 5 時
（土日祝日及び 12/29～1/3 を除く）

組合 Web サイト : <https://nishijikyo.com/>

■お問合せ先（共済代理所）